

(総合支援事業)

通所介護重要事項説明書

(令和6年 6月 1日 現在)

1 通所介護事業者（法人）の概要

名称 法人種別	株式会社サン・ルーム
代表者名	佐藤勝造
所在地	宮崎県延岡市平田町2347
連絡先	(0982)38-0298

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

名称	株式会社サン・ルーム西臼杵営業所 デイサービス福寿想
事業所番号	4572200105
所在地	宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折12190番1
連絡先	(0982)87-3006
管理者	甲斐勝己
利用定員	40名
サービスを提供する対象地域	日之影町 高千穂町 五ヶ瀬町

(2) 事業所の職員体制

職種	区分		業務内容
	常勤	非常勤	
管理者	1名		管理・監督 デイサービス業務の統括
生活相談員	1名		新規利用者の調整 計画書の作成・相談・援助
看護職員	1名	1名	日常生活上の健康管理 相談 介護 その他必要な業務
介護職員	2名	3名	日常生活上の介護 その他必要な業務
機能訓練指導員	1名		心身機能低下の防止及び維持回復を図るための訓練の実施 個別機能訓練の計画書作成

(3) 事業所の設備

食堂兼機能訓練室	1室 (127.54㎡)	相談室	1室
浴室	1室(一般浴槽・特殊浴槽)	事務室	1室
静養室	1室	マッサージ器	1台

(4) 営業時間及びサービス提供時間

営業日	月～土曜日 祭日 8:00～18:00
サービス提供時間	月～土曜日 祭日 9:30～15:00 (5時間から6時間未満) 月～土曜日 祭日 9:30～17:00 (7時間から8時間未満)
定休日	日曜日 年末年始(12月31日～1月3日)

3 サービスの内容

種類	内容
送迎	迎えは玄関から、送りは玄関まで送迎を行います。
食事	配膳開始 11:45 利用者の状況に応じて適切な食事形態と食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
入浴	体調を考慮し、身体状況に合った入浴を提供いたします。
その他 (介護)	ご希望や身体状況に応じ、適切な介護サービスを提供いたします。 ○ 着替え・排泄・おむつ交換・施設内の移動の付き添い ○ ひげ剃りや爪切り等の整容・口腔ケアの援助
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
健康管理	血圧や体温等を測定し、全身状態を把握する。
機能訓練	個別の心身状態を踏まえた機能訓練の目標等を計画書に位置づけ、日常生活や各種レクリエーション等を通して機能回復又は減退を防止し、心身の健康に配慮します。

4 料金

(1) 利用料金 ※利用者の負担割合は各個人の「介護保険負担割合証」によるものとする

内容	利用者負担金		
	1割	2割	3割
通所型サービス1利用料/月(利用料/日)	1,798円(436円)	3,596円(872円)	5,394円(1308円)
通所型サービス2利用料/月(利用料/日)	3,621円(447円)	7,242円(894円)	10,863円(1,341円)
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)			
通所型サービス1	24円	48円	72円
通所型サービス2	48円	96円	144円
事業所が送迎を行わない場合(片道)	-47円	-94円	-141円
事業所が送迎を行わない場合(往復)	-94円	-188円	-282円
介護職員処遇改善加算V13	所定単位数×4.4%		
食事(調理・食材費)	500円		

内 容	通所型サービス1	通所型サービス2
利用料/月	1, 7 9 8 円	3, 6 2 1 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) /月	2 4 円	4 8 円
介護処遇改善加算 (V13) /月	8 0 円	1 6 1 円
合 計/月	1, 9 0 2 円	3, 8 3 0 円

※口腔機能向上を希望の方は、別料金が加算されます。(口腔機能向上加算 150円/1月)

※ 1食につき500円の給食費(おやつ代含む)が別途かかります。

※ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

利用者の直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上。

※ 事業所評価加算

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た総合支援事業通所通所型サービスにおいて、評価対象期間(厚生労働大臣が定める期間をいう)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

※ 介護処遇改善加算 (V13)

介護報酬総単位数にサービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数に介護職員処遇改善加算の率を掛ける。

介護職員の基本的な待遇改善(資格・経験・技能、職場環境改善・職員の定着)、ベースアップ等(サービスの質の向上を図る等)の目的で創設された加算であり、所定単位数の4.4%(算定要件により割合が変わる)を算定する。

(2) キャンセル料

無料です。但し、利用日の前日、若しくは当日の8時30分までにご連絡ください。

(3) 利用等のお支払方法

口座引き落としの場合、毎月20日にご指定の金融機関の口座から引き落としになります。初回の手続きが間に合わない場合、又は介護保険申請中になる場合は利用料金をまとめて振替することになります。

5 サービス内容に関する苦情受付

(株)サン・ルーム西臼杵営業所 デイサービス福寿想	相談窓口 永山 遼 介 解決責任者 甲斐 勝 己
	(0982) 87-3006
日之影町保健センター 介護保険係	宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折9074-3
	(0982) 87-2306
高千穂町保健福祉総合センター げんき荘 介護保険係	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井13
	(0982) 73-1717
国民健康保険団体連合会 介護保険事務局	宮崎県宮崎市下原231-1
	(0982) 35-5111

6 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定介護通所介護の提供により事故が発生した場合は保険者、当該利用者の家族、当該利用者の係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

7 緊急時における対応方法

通所介護に当る職員は現に指定介護通所介護の提供を行っている時、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

8 非常災害対策

① 事業所は、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施します。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 通所介護従業者の火気の使用又は取り扱いに関する監督
- (4) その他消防管理上、必要な業務

② 震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、非常災害の発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた計画を作成します。

③ 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対してサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び措置を講じます。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 衛生管理及び通所介護従事者等の健康管理等

① 事業所は、指定通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意する。

② 事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めます。

③ 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、措置を講じます、

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回及び随時必要時に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染予防の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

10 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

1 1 ハラスメント対策

事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによる従業員の就業環境が害されることを防止するための明確化等の必要な措置を講じます。

- (1) 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・徹底します。
- (2) ハラスメントの指針、マニュアルを整備し年1回以上の研修を実施します。
- (3) 相談（苦情を含む、以下同じ。）に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備、相談に対応するため担当者をあらかじめ定める等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知する。

1 2 虐待防止等

① 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止又は再発防止するため措置を講じます。

- (1) 虐待のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

② 事業所は、サービス提供中、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報する。

【虐待防止の相談窓口】

甲斐勝己

1 3 身体拘束等の適正化

事業所は、身体拘束等の適正化を図るための措置を講じます。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (3) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回及び随時必要時に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (5) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

1 4 勤務体制の確保

- ① 事業所は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護従業者等の勤務体制を整備します。
- ② 指定通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保します。

採用時研修（2ヶ月以内） 継続研修（年1回以上）

- (1) 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させます。
- (2) 入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、人員及び整備を有します。
- (3) 入浴介助に関わる職員に対し、移乗や移動、衣服の着脱や洗髪、洗身など入浴に関する一連の動作について、介助者に必要な入浴介助技術・転倒・入浴事故を防ぐリスク管理、安全管理など入浴技術の向上を図るために継続的な研修の機会を確保します。

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

（事業者） 所在地 宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折12190番地1

名称 株式会社サン・ルーム西臼杵営業所 デイサービス福寿想

（説明者） 所属 デイサービス福寿想

氏名

私は契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

（ご利用者）

住所 宮崎県西臼杵郡

氏名

（代理人）

住所 宮崎県西臼杵郡

氏名